

市バス・地下鉄
安全報告書



平成26年7月
名古屋市交通局

目 次

1	安全報告書の公表にあたって.....	1
2	輸送の安全の確保に関する基本的な方針等.....	2
2-1	安全方針.....	2
2-2	輸送の安全に関する目標.....	2
2-3	安全重点施策.....	2
3	安全管理の体制と方法.....	3
3-1	安全管理の体制.....	3
3-2	安全管理の方法.....	4
4	市バス事業.....	5
4-1	輸送の安全に関する目標.....	5
4-1-1	平成25年度の目標と実績.....	5
4-1-2	平成26年度の目標.....	5
4-2	安全性向上のための取組み.....	6
4-3	自動車事故報告規則第2条に規定する事故等の件数.....	12
	【行政処分について】.....	13
	【運行ミスについて】.....	14
5	地下鉄事業.....	15
5-1	輸送の安全に関する目標.....	15
5-1-1	平成25年度の目標と実績.....	15
5-1-2	平成26年度の目標.....	16
5-2	安全性向上のための取組み.....	17
5-3	鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数.....	21
6	輸送の安全に関する内部監査.....	22
7	お客さま・地域の皆さまとの連携.....	23
7-1	お客さまの声.....	23
7-2	地域の皆さまとの連携.....	23
7-3	交通局からご利用の皆さまへのお願い.....	25
	〈参考資料〉	
	資料1 平成25年度、平成26年度の安全重点施策及び計画.....	27
	資料2 平成25年度 研修実績.....	35

1 安全報告書の公表にあたって

日ごろから、市バス・地下鉄をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

交通局は、市バス・地下鉄を一体的なネットワークとして運営し、市域内の主要な公共交通機関として多くのお客さまにご利用いただいております。交通事業者としての最大の使命である安心・安全な輸送サービスの提供に、全職員が一丸となって取り組んでおります。

市バス事業は昭和5年、地下鉄事業は昭和32年の開業以来、多くのお客さまにご利用いただき、平成25年12月には累計乗車人員300億人に達しました。これもひとえに、市民・利用者の皆さまのおかげと心より感謝申し上げます。

一方で、平成23年度以降、市バス事業における不適正な事故処理をはじめとした不祥事で失った、市民・利用者の皆さまからの信頼を回復するため、法令・規則等のルール、手順の遵守の徹底やコミュニケーションの活性化など、安全文化の再構築のための施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成25年度も、自動車検査証が失効した状態での市バス車両の運行、道路交通法等違反による相次ぐ検挙などの不祥事を発生させ、皆さまの信頼を裏切ることとなってしまいました。この場を借りて深くお詫び申し上げます。

今後は、職員一人ひとりが、さらに安全意識・コンプライアンス意識を高く持ち、一致協力して輸送の安全確保のための取組みを進めることで、安全文化の再構築を図るとともに、安心・安全、快適な輸送サービスの提供により、市民・利用者の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

この安全報告書は、道路運送法第29条の3及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7、鉄道事業法第19条の4及び同法施行規則第36条の9に基づき、名古屋市交通局の市バス・地下鉄事業における輸送の安全確保のための取組みなどの状況をまとめたものです。

安全確保に向けた取組みをより確かなものにするため、皆さまのご意見をお寄せいただければ幸いです。

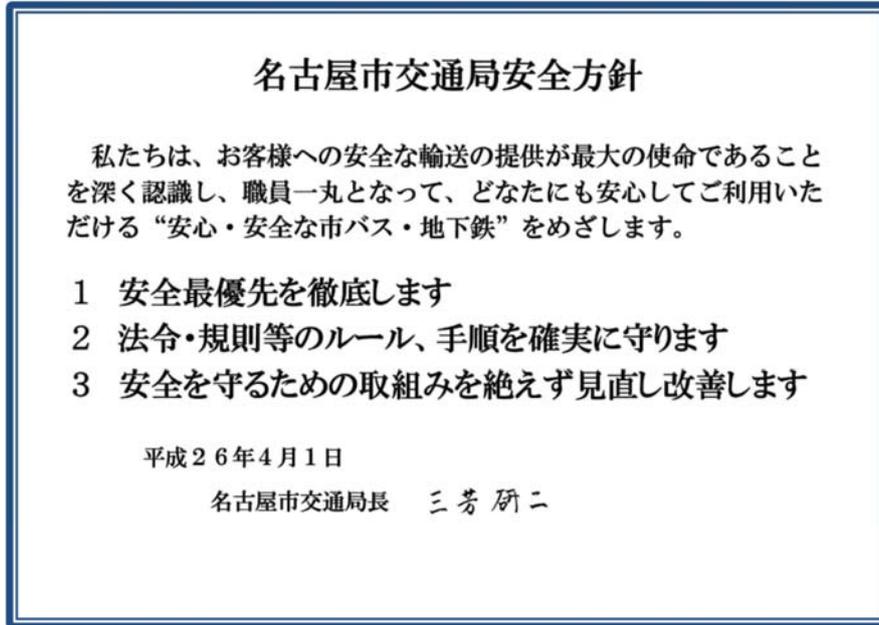
名古屋市交通局長

三芳 研二

2 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等

2-1 安全方針

交通局では次のように安全方針を制定し、全職員が常に安全最優先の意識を徹底するよう促し、安全確保の取組みを推進しています。



2-2 輸送の安全に関する目標

市バス事業、地下鉄事業それぞれで輸送の安全に関する目標を定め、輸送の安全性向上に取り組んでいます。詳しくは「4 市バス事業」「5 地下鉄事業」をご覧ください。

2-3 安全重点施策

市バス事業、地下鉄事業共通で次の安全重点施策を定めています。平成26年度も引き続き同じ施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組んでいます。

- 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守
- 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備
- 3 安全に関する取組みの継続的改善
- 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有
- 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

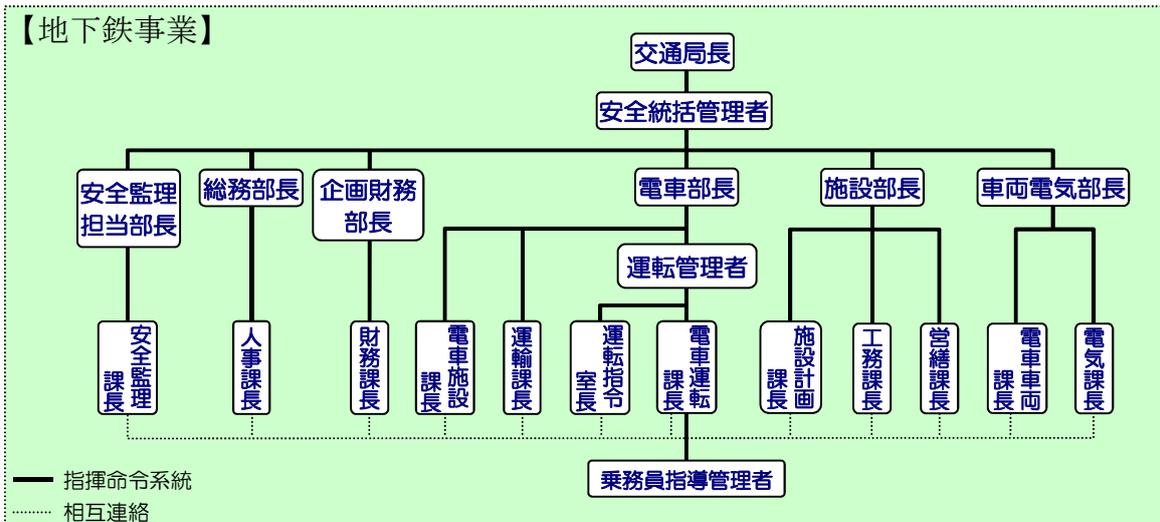
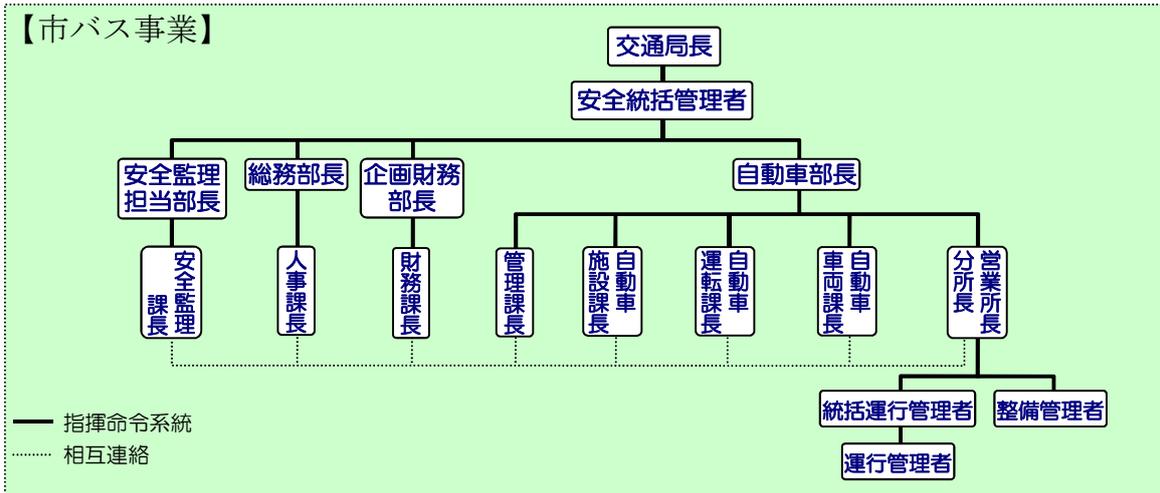
それぞれの事業の具体的な計画については、巻末の参考資料1をご覧ください。

3 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理の体制

「自動車安全管理規程」及び「高速電車安全管理規程」を制定し、各管理者等の役割を明確にして、以下の組織体制のもと安全性向上に取り組んでいます。

平成26年4月に新たに安全監理担当部を設置し、安全管理体制の更なる強化を図っています。



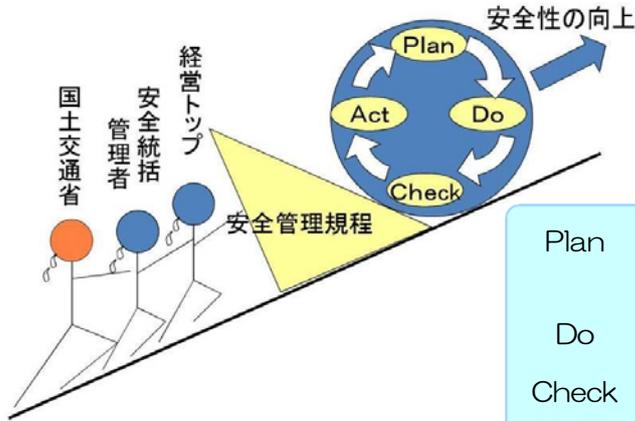
【管理者等の役割】

【交通局長】	
市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う	
市バス事業	【安全統括管理者（自動車部長 眞野 隆久）】 市バス事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【統括運行管理者】 営業所長及び分所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する
	【運行管理者】 営業所長、分所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する
	【整備管理者】 営業所長及び分所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する
地下鉄事業	【安全統括管理者（技術本部長 三輪 友夫）】 地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【運転管理者】 安全統括管理者を補佐し、運転に関する業務を統括する
	【乗務員指導管理者（運転区長）】 運転管理者の指揮のもと、運転士及び車掌の適性、知識及び技能の保持に関する業務を管理する

3 安全管理の体制と方法

3-2 安全管理の方法

安全性向上のための各種取組みは、P D C Aサイクルを活用して進めています。



- Plan : 安全方針、輸送の安全に関する目標、安全重点施策等の策定
- Do : 策定した安全重点施策等の実施
- Check : 目標の達成状況、安全重点施策の進捗状況などの点検
- Act : 点検結果に基づく見直し・改善

○安全管理に関する会議

安全に関する取組みの継続的な改善のため以下のような会議を開催しています。

【事故総合対策検討委員会】

交通局長を委員長とし、事故等の防止対策や、安全確保の取組みの推進について審議しています。



【事故等調査検討部会(市バス、地下鉄)】

それぞれの安全統括管理者を部会長とし、市バス、地下鉄の事故等の原因の究明や対策について審議をしています。

○幹部職員と現場職員の

コミュニケーション

年間を通し、交通局長、安全統括管理者等が各現場を巡視し、現場職員と意見交換を行うなど、活発なコミュニケーションを図っています。



○ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

重大事故の未然防止のため、ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、活用を図っています。



ヒヤリ・ハット会議での分析
(地下鉄技術部門)



ヒヤリ・ハット体験カード
(地下鉄運輸・運転部門)



ヒヤリ・ハットマップでの情報共有
(市バス部門)

4 市バス事業

4-1 輸送の安全に関する目標

4-1-1 平成25年度の目標と実績

平成25年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

輸送の安全に関する目標	目標値
有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む	<有責事故件数>
	交通事故 603件以下 (平成24年度671件の10%以上減)
	構内事故 118件以下 (平成24年度132件の10%以上減)
	<車両故障件数>
	42件以下 (平成24年度47件の10%以上減)



実績は右のとおりとなり、交通事故は目標を達成することができましたが、構内事故及び車両故障については目標の達成に至りませんでした。

今後も、事故や故障の発生状況や傾向の分析を進め、目標を達成できなかった要因を把握し、的確に再発防止・予防措置を行うことで事故・故障の削減に努めていきます。

実績
<有責事故件数>
交通事故 591件 (平成24年度671件から80件(12%)減) (平成25年度目標値603件に対し -12件)
構内事故 139件 (平成24年度132件から7件(5%)増) (平成25年度目標値118件に対し +21件)
<車両故障件数>
81件 (平成24年度47件から34件(72%)増) (平成25年度目標値42件に対し +39件)

4-1-2 平成26年度の目標

平成26年度の輸送の安全に関する目標は以下のとおりです。

輸送の安全に関する目標	目標値
有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む	<有責事故件数>
	交通事故 531件以下 (平成25年度591件の10%以上減)
	構内事故 118件以下 (平成24年度132件の10%以上減)
	<車両故障件数>
	42件以下 (平成24年度47件の10%以上減)

交通事故については、平成25年度の目標を達成できたことから、新たな目標値を定めました。構内事故及び車両故障については、目標の達成に至らず、さらに平成24年度の実績も上回ってしまったことから、平成25年度の目標値を据え置いています。

4 市バス事業

4-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

教育・訓練

○年間を通じ、助役、運転士、技術員等に対し様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

具体的な研修の実績については巻末の参考資料2をご覧ください。



実車を使用したエコドライブ研修
(管理職員)



OB 職員による技術職場への巡回教育

○毎年5月～6月には水防訓練を、9月には「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として防災訓練を実施し、災害に備えています。また、年末年始安全総点検時（12月～1月）にも各種の訓練を行い、非常時においても冷静に、手順どおり対応できるよう態勢を整えています。



熱田区での総合防災訓練

年末年始安全総点検時の訓練



乗客の避難誘導訓練



タイヤ交換訓練

○運輸業務に直接携わらない職員についても、バスに乗っている際に、事故や火災など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、乗降扉や非常扉を実際に操作する訓練を実施しました。



乗降扉の手動操作



非常扉操作

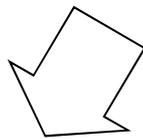
4 市バス事業

教育・訓練

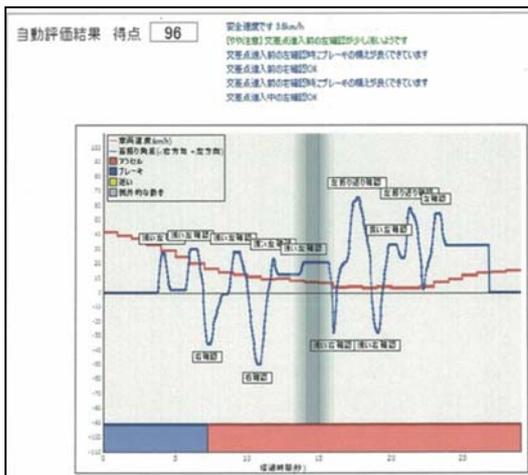
研修用のバス車両に以下のようなシステム・機器を導入し、運転士の運転技能や安全意識の向上に役立てています。

○運転技能自動評価システム

右左折時に徐行しているか、左右をしっかりと確認しているかなどの、運転士の運転行動を自動的に評価し、運転特性を把握して教育に活用しています。



運転技能を自動評価してグラフ化します



各種指標を評価して運転技能を診断します

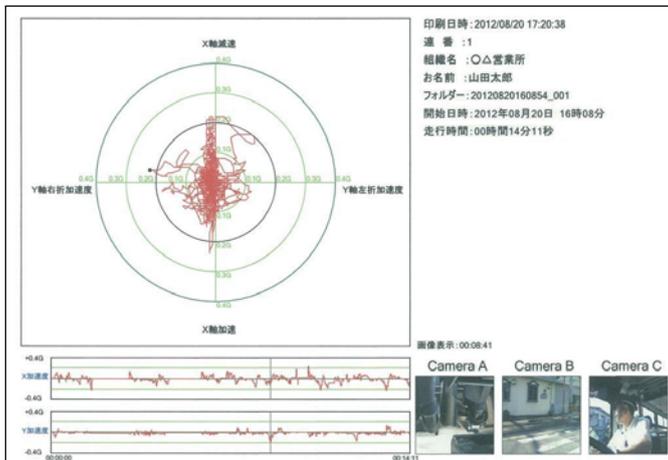
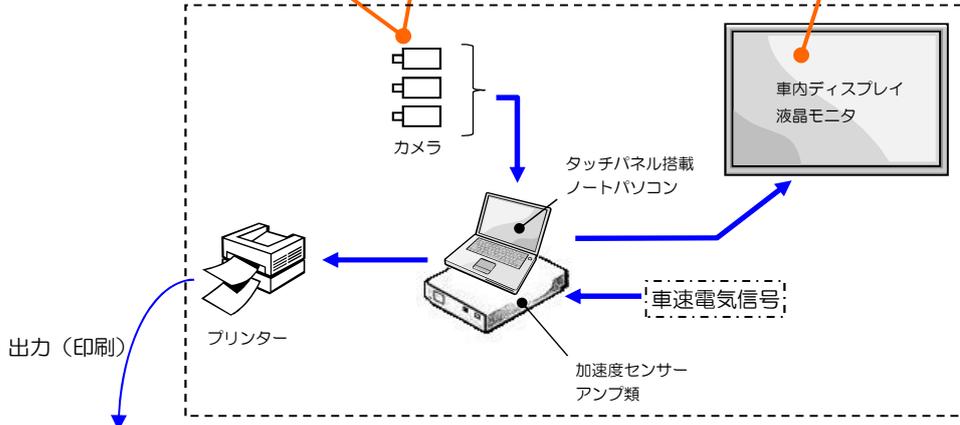
運転技能診断結果票											
安全速度・一時停止 達成度											
速度	95%										
一時停止	**										
備考: 速度を落とすことができます。平穏安全の観点から、望ましい運転といえます。											
左方向安全確認 達成度											
確認の深さ	98%										
タイミング	100%										
確認時間	100%										
全体的に、左確認がとも良くできています											
右方向安全確認 達成度											
確認の深さ	72%										
タイミング	90%										
確認時間	91%										
確認はしていますが、やや確認が取れないところがあります。あと少しの目標確認をお願いします。											
担当者コメント											
総合評価	A 良好な運転です										
<table border="1"> <tr> <td>E</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>85</td> <td></td> </tr> </table>		E	D	C	B	A	30	50	70	85	
E	D	C	B	A							
30	50	70	85								

4 市バス事業

教育・訓練

○バス加速度モニターシステム

車内に設置した加速度センサーにより、運転操作時の急加速、急減速、急ハンドルなどの車両の動揺を計測・記録します。その結果をもとに教育することで運転士の安全運転技能の習得に役立てています。



加速度センサーで計測した車両の動揺(加速度)をチャートで出力します。(車内ディスプレイでリアルタイム表示またはプリンターで印刷)

平成25年度の実施を踏まえ、平成26年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

4 市バス事業

法令・ルール遵守のために

○日々の業務の中で、点呼でのアルコールチェックや車両の点検を行い、法令遵守の徹底と安全運行の確保に努めています。その他、役職者による現場巡視、車両への添乗などを通じ、基本動作の徹底を図っています。

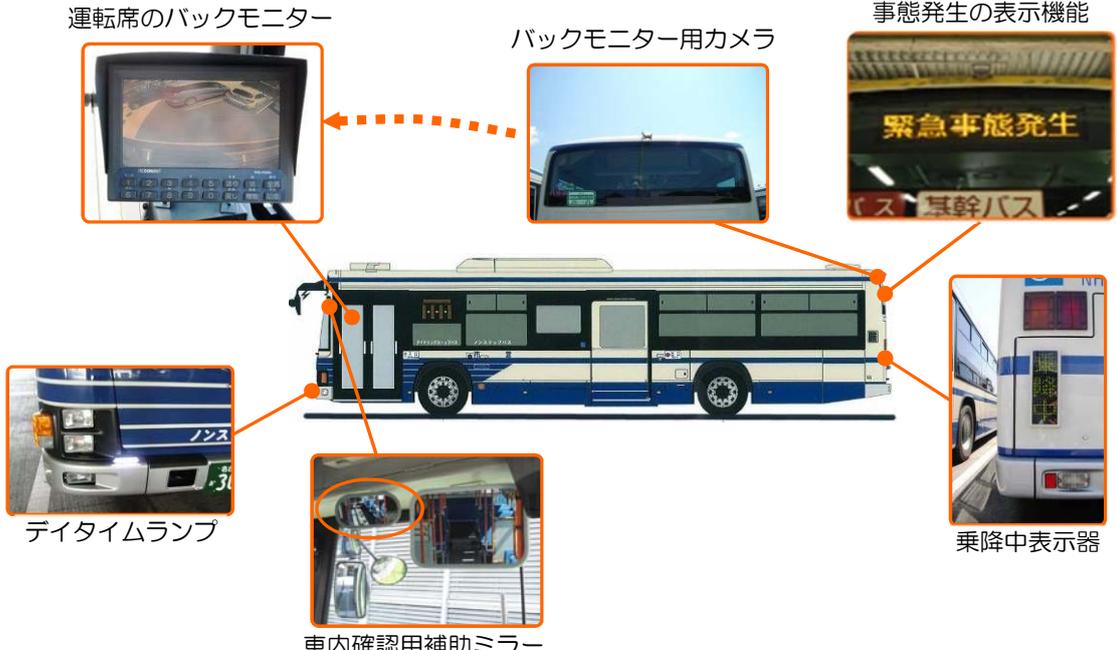


点呼でのアルコールチェック

乗務前の車両点検

安全のための設備

○バス車両更新の際には、下記のような様々な安全設備を装備した車両を導入しています。平成26年度は2両導入する計画です。



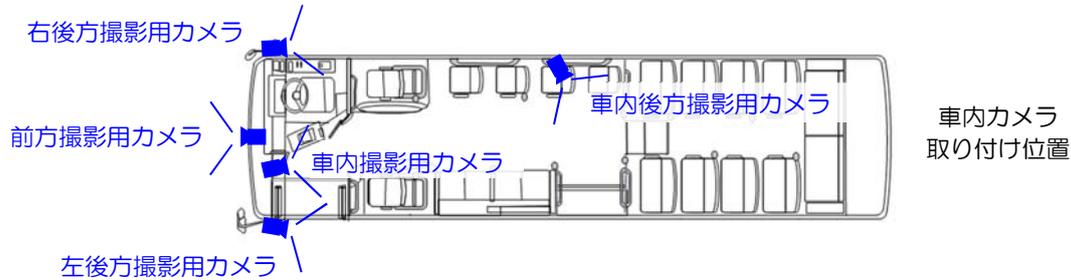
※車内確認用補助ミラーについては、平成25年度に、大型・中型ノンステップバス全車両に設置しました。

4 市バス事業

安全のための設備

○デジタルタコグラフ付ドライブレコーダー

運行中の加速度・減速度などのデータと、車内外の様子を常時記録するデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを全車に装備しています。

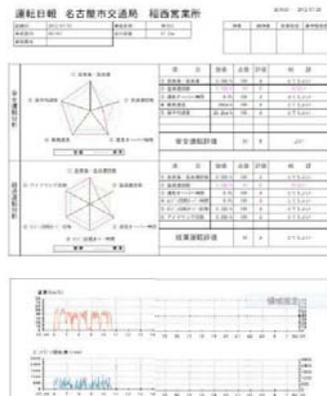


ドライブレコーダー映像の解析



事故発生時や、ヒヤリ・ハットなどの映像を収集し、運転士の指導等に活用しています。

デジタルタコグラフのデータによる運転日報



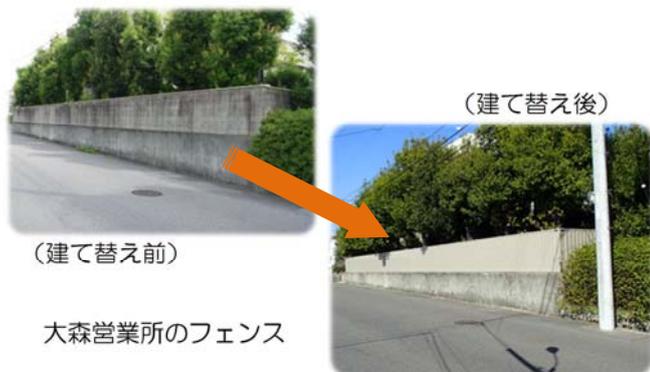
運転日報により、運転士は自らの運転操作を客観的に振り返り、一層の安全運転とエコドライブに努めています。

※ドライブレコーダーで収集した映像は、名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理、運用しています。

○営業所等における地震対策として、コンクリートブロック塀からフェンスへの建て替え及びバスターミナル上屋の耐震対策を進めています。

フェンスへの建て替えについては、平成25年度に大森営業所、如意営業所の2か所で実施しました。

バスターミナル上屋の耐震対策については、平成25年度に本陣、栄噴水南で対策が完了し、平成26年度は、中村公園、新瑞橋で対策を行う計画です。



大森営業所のフェンス

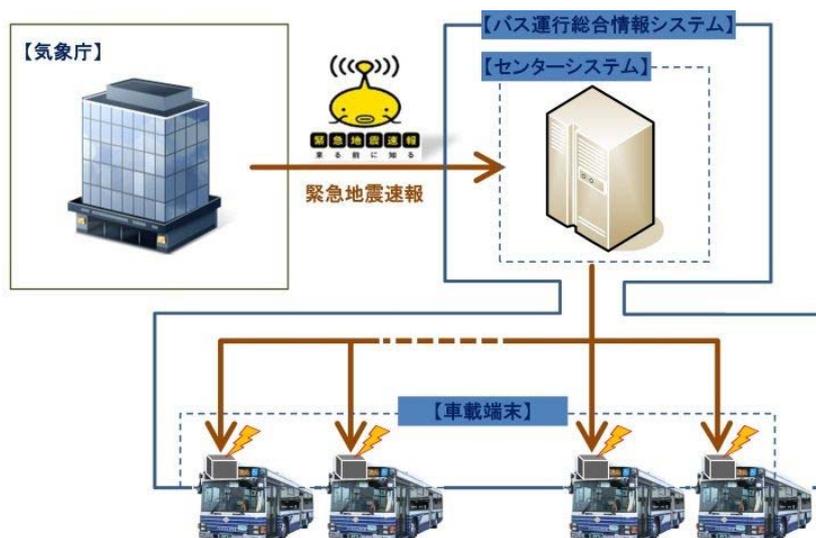
4 市バス事業

安全のための設備

○バス運行総合情報システムの更新

より安全な運行を確保するため、平成25年度にバス運行総合情報システムを更新しました。災害発生時等におけるバス車両の現在位置の把握、バス車両との連絡機能に加え、新たに緊急地震速報の受信機能を備えたものとしています。

運行中に緊急地震速報を受信した場合は、徐々に減速して安全な場所に停車します。お客さまには、運転士の指示に従い地震による揺れに備えていただきますようお願いいたします。



○車両整備用ツインリフトの更新

バス車両の整備作業を安全かつ効率的に行うため、営業所の車両整備用ツインリフトを順次更新しています。



平成25年度は、安全対策に約2億円を投資しました。

4 市バス事業

4-3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故等の件数

平成25年度中に発生した事故等のうち、国土交通省令（自動車事故報告規則）に基づき国へ届け出た件数は148件でした。

事故の内容	根拠規定	件数
死者又は重傷者の発生	第3号	4件 (全て重傷者)
操縦装置、乗降扉の不適切な操作による負傷者の発生	第7号	47件
運転士の疾病による運行中止	第9号	16件
車両装置の故障による運行中止	第11号	81件
合 計		148件

※ 件数は平成26年7月現在の値です。

平成25年7月に公表した安全報告書では、平成24年度中に発生し、国土交通省へ届け出た事故等の総数を119件（うち、死者又は重傷者の発生は3件）としていましたが、その後1件の事故が、重傷者を伴う事故に該当することになったため、総数120件（うち、死者又は重傷者の発生は4件）となりました。

4 市バス事業

【行政処分について】

平成25年度に、以下のように行政処分を1件受けました。

鳴尾営業所において、自動車検査証の有効期間が平成25年8月5日までの車両を、検査証の更新を失念したため、平成25年8月6日から12日の7日間にわたり、検査証が失効したままの状態で行かせていたという法令違反を発生させました。

この事案に対し、平成25年8月13日に中部運輸局による立入監査が実施され、監査の結果、道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則（国土交通省令）に違反する事実が確認されたことから、平成26年2月21日付で次のように行政処分を受けました。

違反内容

自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していたこと。

処分内容

上記に対して、事業用自動車の使用停止（合計 60日車）

再発防止策

車検を受け、新たな自動車検査証を受領した際、必ず自動車検査証の写しを取り、複数人で別々にデータ入力した上、毎月チェックすることにより、再発防止を図りました。

【運行ミスについて】

交通局では、これまでにご紹介したように、事故や故障防止のためのさまざまな取組みを進めてきましたが、さらなる事故件数の減少を図るためには、事故の背後要因にあるヒューマンエラーを防ぐことが重要であると考え、平成25年1月から路線誤認やダイヤ誤認などの運行ミスの件数を把握し管理しています。

さらに、事故件数とあわせて運行ミス等の件数を月ごとにとりまとめ、ウェブサイト上で公表することとし、事業の透明性と職員の安全意識の向上を図っているところです。

また、他事業者の取組みや現場職員の意見を基に、路線誤認を発生させやすい交差点の直前のバス停への注意ステッカーの貼付やダイヤの見直し等の取組みを行ってきました。

しかし、件数の把握・管理を始めた平成25年1月以降、運行ミスについては減少させることができず、さらに、平成26年4月から5月にかけて、バス運行中の道路交通法違反による検挙、バス専用レーンの逆走、燃料切れによる運行の中断等の重大な事案を続けて発生させたことから、平成26年5月15日付で中部運輸局から文書による指導を受けました。

こうした事態を受け、平成26年6月を「運行ミス等防止強化月間」とし、交通局長による現場巡視・現場職員への直接指導、役職者・本庁職員等による乗務員の点呼への立会、路線誤認を起こしやすい箇所でのハンドプレートの掲揚による乗務員への注意喚起、無線による運行中の乗務員への呼びかけなど、局一丸となって運行ミス等の防止を図りました。

今後、「運行ミス等防止強化月間」の取組みの結果を検証するとともに、外部有識者の意見も頂きながら、9月頃を目途に新たな運行ミス防止対策を取りまとめる予定です。

このような取組みを継続して実施していくことにより、より適切な業務環境を整え、運行ミスを起こしにくい企業体質としていくよう改善を進めていきます。

5 地下鉄事業

5-1 輸送の安全に関する目標

5-1-1 平成25年度の目標と実績

平成25年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

輸送の安全に関する目標	実績	
当局の責任によって生じる運転事故、営業事故及び輸送障害をゼロにする	6件	運転事故 2件 営業事故 1件 輸送障害 3件

【運転事故】

- ・列車の扉を閉める際に、乗車中のお客さまが扉に接触し負傷されたもの（2件）
 - お客さまの動向やホームの状況の確認を徹底し、余裕を持った閉扉操作を行うよう、全乗務員に対して点呼時等に指導しました。

【営業事故】

- ・駅間の連絡不徹底により、車いすをご利用のお客さまが乗換駅での補助を受けられず、自力で降車しようとして車いすが破損したものの（1件）
 - 車いすご利用のお客さまの対応を行う場合は、必ず乗車する前に業務用携帯電話などを活用し、迅速・確実に降車駅、乗換駅へ連絡を入れるとともに、乗務員との連携を密に取り、再発を防ぐよう、全駅係員に対して指導しました。

【輸送障害】

- ・地下鉄東山線車両の車両間を接続する電気連結器の内部に水が浸入し、短絡破損したため運休したものの（1件）
 - 同形式の電気連結器防水ゴムを定期的に取り替えることにしました。また、車両間に使用している同形式の電気連結器を点検し異常のないことを確認しました。
- ・前日終車後に行った非常発報試験後に、変電所の電車で電力送電遮断器が投入できなかったため電車へ電力が供給できず、その後復旧に時間を要し、始発から運休したものの（1件）
 - 遮断器が投入できるよう電気回路を変更しました。
- ・ポイント故障によりその復旧に時間を要したため始発から運休が生じたものの（1件）
 - 故障した当該ポイントの取替えを行いました。また、全路線に設置している同種のパポイントを直ちに緊急点検し、異常のないことを確認しました。

5 地下鉄事業

5-1-2 平成26年度の目標

平成26年度も、下記の目標達成に向け、引き続き各種施策に取り組んでいきます。

輸送の安全に関する目標
当局の責任によって生じる運転事故、 営業事故及び輸送障害をゼロにする

5 地下鉄事業

5-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

教育・訓練

○年間を通じ、助役、乗務員、駅務員、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。



電気の取扱い実習

(高圧・特別高圧電気取扱者特別教育)

具体的な研修の実績については巻末の参考資料2をご覧ください。

○警察や消防、市内の他鉄道事業者などの関係機関と合同訓練等を実施しています。



消防との合同訓練



止水板立上げ訓練（水防訓練）

○梅雨や台風シーズンを前に水防訓練を実施しています（5～6月）。また、9月には「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として防災訓練を実施し、災害に備えています。



防潮扉閉鎖訓練（水防訓練）



乗客避難誘導訓練（防災訓練）

○地下鉄各駅に配備している「さすまた」を使用した防犯訓練を実施しています。



さすまたを使用した防犯訓練

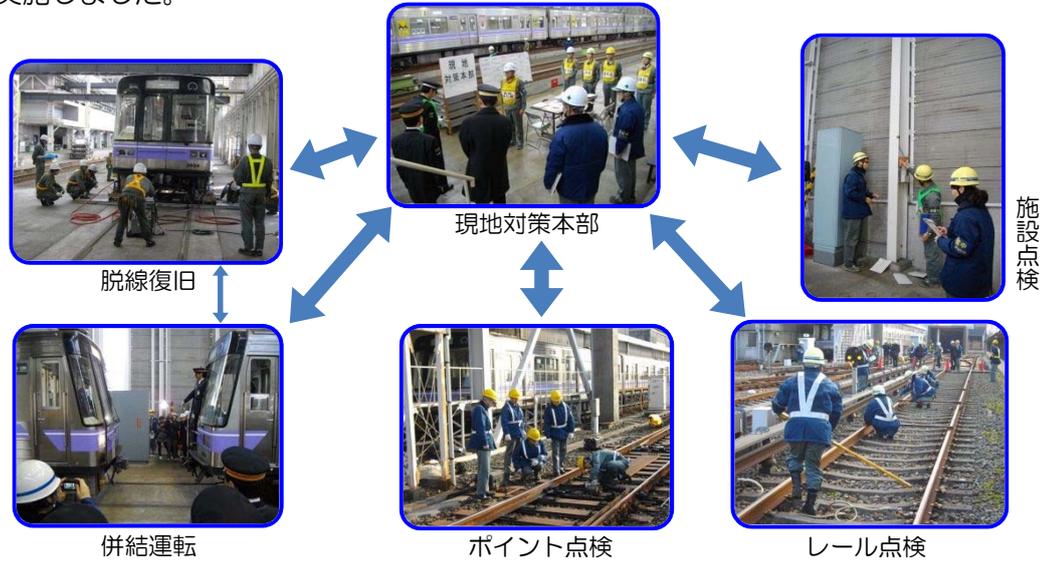
○運輸業務に直接携わらない職員についても、駅でお客さまの転落など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、駅ホーム、駅長室に設置している電車緊急停止装置等を実際に操作する訓練を実施しています。



5 地下鉄事業

教育・訓練

○年末年始安全総点検などの機会に、局内の各部門が連携した訓練を実施しています。平成25年度には、「事故復旧総合訓練」として、震度7の地震により名港線名古屋港駅のポイントで列車が脱線したとの想定で、現地対策本部を設置し、脱線した列車、損傷した軌道、電気、施設の復旧、自力走行できない列車を救援列車と連結させ、回送する訓練等を実施しました。



平成25年度の取組みを踏まえ、平成26年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

安全のための設備

○可動式ホーム柵については、平成22年度から平成23年度にかけて使用開始した桜通線に続き、平成27年度に東山線全駅で整備完了することを目標に、車両の改造や更新等を進めています。また、名城線・名港線についても平成32年度の設置に向けて整備を計画しています。



東山線の可動式ホーム柵（イメージ）



N1000形

N3000形



○平成25年度に、東山線、鶴舞線において、新造車両6編成を購入しました。この車両は、一層の省エネルギーを実現しているほか、バリアフリー、火災対策、安全対策などに配慮しています。平成26年度は6編成を更新する計画です。

5 地下鉄事業

安全のための設備

○視覚障がい者がホーム縁端部から転落することを防ぐため、点状ブロックをホームに設置しています。

現在、ホームの内側と線路側を判別できる内方線の整備を順次進めています。平成25年度は伏見駅をはじめ鶴舞線5駅で実施し、平成26年度も鶴舞線3駅で実施する計画です。



内方線

○カーブ駅など見通しの悪い駅で、車掌がホーム監視を確実にできるよう設置しているITVモニタについて、更新や設置位置の改善を進めています。

平成25年度は名城・名港線3駅（大曾根、六番町、矢場町）、鶴舞線1駅（上前津）で実施し、平成26年度も名城・名港線2駅、鶴舞線1駅で実施する計画です。



ITVモニタの設置位置の改善



誘導灯

○地下鉄の三層階駅及び乗換駅において、停電時にお客さまがより安全に地上へ避難できるよう、長時間点灯型の誘導灯を設置しています。

○地下鉄駅構内への浸水対策として出入口に整備している止水板のうち、木製の止水板について、より迅速に対応できるように機械式止水板への更新を進めています。平成25年度は八田駅をはじめ8駅20か所及び黒川変電所の止水板を更新しました。平成26年度も引き続き機械式止水板への更新を進めていきます。



機械式止水板



ATC装置

○先行列車の有無や制限速度により列車を自動的に減速・停止させるATC装置を順次更新しています。

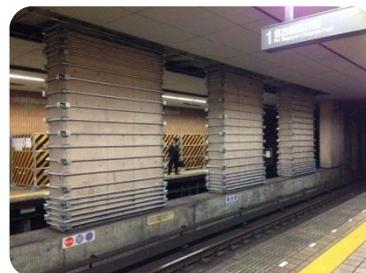
平成25年度に鶴舞線浄心駅で工事に着手し、平成26年度で鶴舞線全線の更新が終了する計画です。

5 地下鉄事業

安全のための設備

○地震対策として、構造物（トンネル内の柱等）や駅舎上屋の耐震対策を行っています。

構造物については、平成25年度に着手し、平成26年度に名古屋港駅をはじめ11駅及び駅間5区間の工事が完了する予定です。平成26年度は16駅及び駅間5区間の工事に着手します。



また、駅舎上屋については、平成25年度に藤が丘駅舎での耐震対策が完了し、平成26年度は本郷駅、上社駅で対策を行う計画です。

平成25年度は、安全対策に約92億円を投資しました。

法令・ルール遵守のために



点呼

アルコールチェック



毎日の業務で、出勤時・退勤時に点呼を行っています。その際、アルコール検知器による点検を行い、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。

その他、役職者による現場巡視、列車への添乗などを通じ、基本動作の徹底を図っています。

5 地下鉄事業

5-3 鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数

平成25年度に発生した事故等のうち、国土交通省令（鉄道事故等報告規則）に基づき国へ届け出た件数は17件でした。

事故等	根拠規定	件数	概要
鉄道運転事故	第3条 第1項	6件	・軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し、死亡したもの（鉄道人身障害事故）（3件） （自殺目的と断定されなかったため鉄道人身障害事故扱い）
			・軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し、負傷したもの（鉄道人身障害事故）（2件） （自殺目的と断定されなかったため鉄道人身障害事故扱い）
			・ホーム上でお客さまが列車に接触し、負傷したもの（鉄道人身障害事故）（1件）
輸送障害	第3条 第3項	11件	・自殺目的で軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し死亡したことにより、列車が運休及び30分以上遅延したもの（2件）
			・自殺目的で軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し負傷したことにより、列車が運休及び30分以上遅延したもの（2件）
			・お客さまが軌道内に侵入したことにより、列車が運休及び30分以上遅延したもの（4件）
			・車両電気連結器破損による運休※（1件）
			・電車線送電不能による運休※（1件）
			・ポイント故障による運休※（1件）
インシデント	第4条	0件	
合 計		17件	

※車両電気連結器破損、電車線送電不能及びポイント故障による運休は当局の責任によるものであり、概要を「5-1-1 平成25年度の目標と実績」の項でご報告していますのでご参照ください。

鉄道運転事故：列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、鉄道物損事故、鉄道人身障害事故（自殺、列車に乗降する際のもの、非常制動によるもの等を除く） など

輸 送 障 害：鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態

インシデント：鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

6 輸送の安全に関する内部監査

平成25年10月15日から11月8日まで、幹部職員や本庁関係各課を対象として内部監査を実施しました。

指摘、指導事項と改善内容は下表のとおりです。

【指摘事項】 なし

【指導事項】 5件

	指導内容	改善内容
市バス事業	自動車部内部点検の実施結果を各現場へ通知すること。	現場に対し、点検結果を口頭で当日伝えるとともに、後日書面で通知することをルール化した。
	自動車部の業務全般にわたっての内部点検ができるような体制を整備すること。	各課対応ではなく、自動車部全体で内部点検に取り組むため、要項を作成し、体制を整えた。
地下鉄事業	営業事故等の情報を各現場に速やかに伝達するようルールを整えること。	新たに「駅務事故速報」等を作成し、迅速に各所属へ周知することをルール化した。
	乗務員指導管理者の選任及び周知の手続きを明確化すること。	選任された者に対して文書により通知し、関係所属に周知ポスターを掲示することをルール化した。
	本庁と現場間の情報交換に関する記録の管理方法を改善すること。	記録管理がしやすいように資料を改善した。



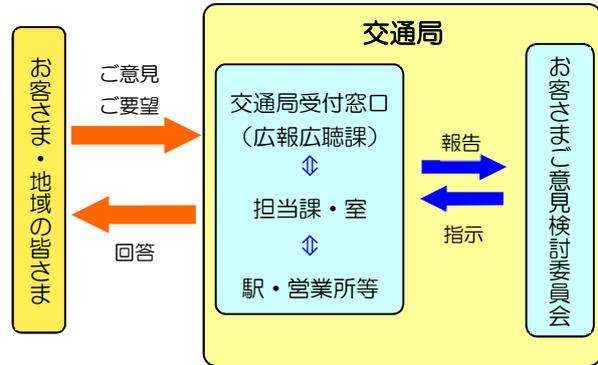
内部監査の様子

7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-1 お客さまの声

お客さま・地域の皆さまからのご意見・ご要望等は、電子メールをはじめ、電話、文書、面接等によりいただいております。できる限り速やかに対応するよう努めています。

さらに、交通局長をはじめ役職者で構成する「お客さまご意見検討委員会」を開催し、お客さまからいただいたご意見・ご要望を交通局の経営資源として事業運営に活用しています。



7-2 地域の皆さまとの連携

交通局では、地域の皆さまとの連携活動を重要な取組みと位置付け、次のような活動を進めています。

地域住民参加型地下鉄防災訓練

地域の皆さまに参加していただく地下鉄防災訓練を実施しています。列車内や駅構内の火災を想定し、お客さまの避難誘導訓練、水消火器による初期消火訓練、AEDの取扱い訓練などを地域の皆さまに体験していただくものです。平成25年度は訓練を14回行い、約500名にご参加いただきました。



こども110番の駅・営業所

地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、「こども110番の駅」・「こども110番の営業所」の取組みを積極的に実施しています。

地下鉄全駅の駅長室と、市バス全営業所にそれぞれステッカーを掲示し、助けを求めてきた子どもたちの保護や、110番通報を行うなど、子どもたちの安全確保に努めています。



出張トーク

出張トークは、市営交通事業のことをもっと知っていただき、ご意見をいただくため、交通局職員が地域団体(地域女性団体連絡協議会等)や施設見学者に対して開催する講座です。平成25年度は計78回開催しました。

市営交通懇談会

市内全16区において、地域の代表の方々にご参加いただき、市営交通懇談会を開催しています。より利便性の高い、ご利用いただきやすい市バス・地下鉄とするため、皆さまからの声を広くお聴きしています。

バスの車内事故防止教室

平成25年度に、千種区・名東区において、社会福祉協議会主催の「高齢者はつらつ長寿推進事業」に参加の高齢者を対象に、車内事故防止教室を国土交通省中部運輸局と猪高営業所で共同開催しました。

車内での事故の発生状況や事例を説明し、バスをご利用いただく際の注意点を、車両を使って解説しました。

平成26年度は、各区で開催し、車内事故の防止に努めていきます。



7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-3 交通局からご利用の皆さまへのお願い

交通局ではお客さまに市バス・地下鉄を安全で安心、快適にご利用いただくために全力を尽くしてまいります。お客さまご自身のお怪我などを未然に防ぐため、以下のことについてご協力をお願いします。

エスカレーターは立ち止まってご利用ください



エスカレーターを歩いたり走ったりすると、他のお客さまとの接触や転倒、振動・衝撃による急停止などの原因となり、大変危険です。

黄色い枠線内に立ち、手すりにつかまり2列にならんで前のお客さまとの間隔を空けてご利用ください。

降車の際は扉が開いてから席をお立ち願います

バスが動いているうちは危険ですので、席を移動したりお立ちにならないようお願いいたします。また、お降りの際は、扉が開いてから席をお立ち下さるようお願いいたします。

駆け込み乗車は大変危険です

扉に挟まれるなど思わぬケガのもとになります。扉が閉まりかけましたら、次の電車をお待ちいただくようお願いいたします。



いざという時のために

交通局では、地下鉄の災害発生時における予備知識を深め、非常事態にどう行動し、どこへ逃げるか等、避難の仕方をあらかじめイメージしていただき、お客さまの安全をより確実なものとするため、「地下鉄安全ガイドブック」を制作しました。



駅長室等で無料で配布していますので、いざという時のためにぜひ、ご覧ください。

車内事故防止のため吊革や握り棒をご利用ください

走行中は、やむを得ず急停止することがありますので、吊革や握り棒などにつかまり、車内事故防止にご協力ください。

車いす・ベビーカーのご利用にあたって

バス車内では安全のため車いす・ベビーカーを固定させていただきますので、



ご理解くださいますようお願いいたします。

また、大変危険ですので、車いす・ベビーカーでのエスカレーターのご利用はご遠慮ください。

乗車マナーをお守りください

全てのお客さまに快適にご利用いただくため、市バス・地下鉄車内での携帯電話での通話や、飲食などはご遠慮ください。また、**優先席付近では携帯電話の電源をお切りください。**

参 考 资 料

平成25年度 安全重点施策及び計画（自動車運送事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 飲酒運転など、公私にわたる交通違反の防止のため、面談、点呼、調査などにより乗務員等の法令、規則等の遵守状況を確認し指導する。
- ② 三事故及び定置物への事故の削減のため、基本動作・手順の実施状況を添乗等により確認し指導する。
- ③ ヒューマンエラーによる路上故障防止のため、マニュアルに従って確実に定期点検、修理等の整備を実施する。
- ④ 職員の安全意識の向上とモチベーションの向上に向け、バス優良職場コンクールを実施する。
- ⑤ 職場全体の安全風土の醸成に向け、年度内車両故障件数及び連続路上故障ゼロ継続キロ又は日数の目標を各職場で定めて取り組む。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① エンジン始動不良故障を削減するため、バッテリー、スタータ、発電機等の予防整備を進める。
- ② バス車両の更新にあたっては、全車に安全対策機器を装備する。
- ③ 地震・災害対策として、営業所施設、バスターミナル施設の改修及びコンクリートブロック塀の建替えを行う。
- ④ 車内事故防止に向け、バス車内に車内確認用補助ミラーを設置する。
- ⑤ 作業の安全性向上及び効率化に向け、ツインリフトを更新する。
- ⑥ バス運行総合情報システムを更新する。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等が確実に遵守されていることを確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。
- ③ 営業所の業務の実施状況を定期的に確認するため、業務点検を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報の幅広い共有に向け、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障の削減に向け、安全に関する情報の収集及び分類・分析を進める。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題の把握のため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 総務部は、安全確保に必要な知識・技能向上に向け、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた研修を計画的に実施する。
- ② 総務部及び自動車部は、事故の再発防止に向け、乗務員に対する個別指導等を実施する。
- ③ 自動車部は、事故防止・サービス向上研究会において、安全管理体制に関する知識向上に向け、営業所の運行管理者等に対する外部講師による研修を実施する。
- ④ 自動車部は、緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力向上に向け、地震、豪雨、バスジャック等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ⑤ 自動車部は、安全運行に関する知識の向上に向け、業務習得を計画的に実施する。
- ⑥ 自動車部は、路上故障の発生状況を把握・分析したうえで、教育・訓練を計画的に実施する。また、経験の浅い技術職員の技術の習熟度向上に向け、職制、助役相当職、指導職による教育及びOB職員による営業所整備係の巡回教育を計画的に実施する。
- ⑦ 自動車部は、乗務員に対し運転者適性診断、カウンセリングを計画的に実施する。また、60歳以上の乗務員に対しては適齢診断を計画的に実施する。
- ⑧ 自動車部は、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーのデータを活用し、乗務員への教育・指導を実施する。
- ⑨ 自動車部は、技術改善に対する職員のモチベーション向上に向け、技術改善職場コンクールを実施する。

平成25年度 安全重点施策及び計画（高速度鉄道事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 公私にわたる飲酒運転の根絶及び安全に係る不祥事防止のため、面談、点呼、対面による確認を徹底実施する。
- ② ヒューマンエラー防止のため、基本動作・手順の実施状況を巡回・添乗で確認する。
- ③ 駆け込み乗車禁止、エスカレーターの安全利用等をお客様へ積極的に働きかけ、安全意識を高める。
- ④ 各所属、「過走ゼロ150日」の達成のため、添乗、注意喚起、警戒活動を実施する。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 安全に配慮する重点的な投資として、東山線22駅の可動式ホーム柵の平成27年度整備に向け、車両改造及び車両更新等を進める。
- ② 運転状況記録装置の設置を行う。
- ③ 地下鉄駅ホームの安全対策として、車掌用監視ＩＴＶモニタの更新を進める。
- ④ 地震対策として、地下鉄構造物の耐震補強、施設の耐震対策などを行う。
- ⑤ 大雨時の浸水対策として、地下鉄駅等出入口の止水対策設備の改修などを行う。
- ⑥ 地下鉄駅ホームにおける視覚障がい者の転落防止対策として、ホーム縁端部の警告ブロックの内方線の整備をすすめる。
- ⑦ 車両電気機器、電気設備の更新を行う。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等が確実に遵守されていることを確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報の幅広い共有に向け、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障の未然防止に向け、ヒヤリ・ハット情報等の安全に関する情報の収集及び分類・分析を進める。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題の把握のため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 総務部は、安全確保に必要な知識・技能向上に向け、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた研修を計画的に実施する。
- ② 総務部、電車部、施設部及び車両電気部は、緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力向上に向け、地震、豪雨、テロ等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ③ 電車部、施設部及び車両電気部の各公所は、教育訓練実施要項に基づき、講習、訓練、技能試験等を計画的に実施する。
- ④ 電車部は、火災発生を想定し、市民と連携した実践的な避難誘導訓練を実施する。
- ⑤ 電車部は、乗務員の知識・技能・モチベーションの向上に向け、地下鉄技能競技会を実施する。
- ⑥ 施設部、車両電気部は技術改善に対する職員のモチベーション向上に向け、技術改善職場コンクールを実施する。

平成26年度 安全重点施策及び計画（自動車運送事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 飲酒運転など、公私にわたる交通違反の防止のため、職場内研修や面談等により乗務員等の法令、規則等の遵守について徹底するとともに、遵守状況を確認し指導する。
- ② 三事故及び定置物への事故の削減のため、基本動作・手順の実施状況を添乗等により確認し指導する。
- ③ ヒューマンエラーによる路上故障防止のため、マニュアルに従って確実に定期点検、修理等の整備を実施する。
- ④ 職員の安全意識の向上とモチベーションの向上に向け、バス優良職場コンクールを実施する。
- ⑤ 職場全体の安全風土の醸成に向け、年度内車両故障件数及び連続路上故障ゼロ継続キロ又は日数の目標を各職場で定めて取り組む。
- ⑥ 確認不足・不注意による運行ミス防止のため、新たに導入した装置を活用するとともに乗務員の業務状況を点検・確認する。
- ⑦ お客様に対して車内事故防止に関する啓発を行い、安全意識を高める。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① エンジン始動不良故障を削減するため、スタータ、発電機、バッテリー等の予防整備を進める。
- ② バス車両の更新にあたっては、全車に安全対策機器を装備する。
- ③ 地震及び老朽化対策として、バスターミナル、営業所施設等、施設の改修を行う。
- ④ バス車両周辺での事故防止のため、安全確認放送装置を設置する。
- ⑤ 作業の安全性向上及び効率化に向け、ツインリフトを更新する。
- ⑥ 路上故障発生時の救援体制を万全とするため、救援車を更新する。
- ⑦ 車両の更新期間延長に伴った故障発生増加を防ぐために、必要な整備を実施する。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等が確実に遵守されていることを確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。
- ③ 営業所の業務の実施状況を定期的に確認するため、業務点検を実施する。
- ④ 営業所における各種取組みについて、現場の意見を踏まえながら効果検証を行うとともに、取組みの継続の有無を含めた見直しを図る。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報の幅広い共有に向け、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障の削減に向け、安全に関する情報の収集及び分類・分析を進める。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題の把握のため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全監理担当部及び総務部は、安全確保に必要な知識・技能向上に向け、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた研修を計画的に実施する。
- ② 総務部及び自動車部は、事故の再発防止に向け、乗務員に対する個別指導等を実施する。
- ③ 自動車部は、事故防止・サービス向上研究会において、安全管理体制に関する知識向上に向け、営業所の運行管理者等に対する外部講師による研修を実施する。
- ④ 安全監理担当部、総務部及び自動車部は、緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力向上に向け、南海トラフ巨大地震、都市型ゲリラ豪雨、バスジャック等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ⑤ 自動車部は、安全運行に関する知識の向上に向け、業務習得を計画的に実施する。
- ⑥ 自動車部は、路上故障の発生状況を把握・分析したうえで、整備係員等の職責や経験に応じた教育・訓練を計画的に実施する。
- ⑦ 自動車部は、乗務員に対し運転者適性診断、カウンセリングを計画的に実施する。また、60歳以上の乗務員に対しては適齢診断を計画的に実施する。
- ⑧ 自動車部は、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーのデータを活用し、乗務員への教育・指導を実施する。
- ⑨ 自動車部は、技術改善に対する職員のモチベーション向上に向け、技術改善職場コンクールを実施する。

平成26年度 安全重点施策及び計画（高速度鉄道事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 公私にわたる飲酒運転の根絶及び安全に係る不祥事防止のため、面談、点呼、対面による確認を徹底実施する。
- ② 安全最優先意識の徹底とヒューマンエラーの防止のため、基準、手順、マニュアルの遵守状況を巡回・添乗等で確認する。
- ③ 駆け込み乗車禁止、エスカレーターの安全利用等をお客様へ積極的に働きかけ、安全意識を高める。
- ④ 各所属、「過走ゼロ150日」の達成のため、添乗、注意喚起、警戒活動を実施する。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 安全に配慮する重点的な投資として、東山線22駅の可動式ホーム柵の平成27年度整備に向け、車両改造、車両更新及びホーム柵の製造・設置等を進める。
- ② 運転状況記録装置の設置を行う。
- ③ 車両電気機器、電気設備の更新を行う。
- ④ 地下鉄駅ホームの安全対策として、車掌用監視ＩＴＶモニタの更新を進める。
- ⑤ 大雨時の浸水対策として、地下鉄駅等出入口の止水対策設備の改修などを行う。
- ⑥ 地下鉄駅ホームにおける視覚障がい者の転落防止対策として、ホーム縁端部の警告ブロックの内方線の整備をすすめる。
- ⑦ 地震対策として、地下鉄構造物の耐震補強、施設の耐震対策などを行う。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等が確実に遵守されていることを確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報の幅広い共有に向け、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障の未然防止に向け、ヒヤリ・ハット情報等の安全に関する情報の収集及び分類・分析を進める。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題の把握のため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全監理担当部及び総務部は、安全確保に必要な知識・技能向上に向け、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた研修を計画的に実施する。
- ② 安全監理担当部、総務部、電車部、施設部及び車両電気部は、緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力向上に向け、南海トラフ巨大地震、都市型ゲリラ豪雨、テロ等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ③ 電車部、施設部及び車両電気部の各公所は、教育訓練実施要項に基づき、講習、訓練、技能試験等を計画的に実施する。
- ④ 電車部は、火災発生を想定し、市民と連携した実践的な避難誘導訓練を実施する。
- ⑤ 電車部は、乗務員の知識・技能・モチベーションの向上に向け、地下鉄運転技能競技会を実施する。
- ⑥ 施設部、車両電気部は技術改善に対する職員のモチベーション向上に向け、技術改善職場コンクールを実施する。

平成25年度 研修実績

〔両事業共通〕

	名称	対象者	内容	実績
管理者等	安全マネジメント管理者研修 (安全講演会)	交通局長以下管理職員	ヒューマンエラー・ヒューマンファクターについての理解促進	81名
	幹部職員コンプライアンス研修	交通局長はじめ課長級以上及び一部係長級職員	コンプライアンス意識向上と管理職員としての役割の理解促進	92名
	内部監査員養成研修	内部監査員養成対象者 (課長級職員)	内部監査の理解促進及び監査技術・手法の習得	9名
	内部監査員スキルアップ研修	内部監査員指名者 (課長級・係長級職員)	実践的な演習を通じた内部監査技術・手法の習得	24名

〔自動車運送事業〕

	名称	対象者	内容	実績
係長等	安全マネジメント実務者研修	係長級職員及び係員	ヒヤリ・ハット情報等の分析手法の習得及び活用の推進	31名
	管理者研修(安全運転講習会)	係長級職員及び係員	外部講師による、安全に関する指導者の資質向上	4回
	エコドライブ研修	係長級職員	具体的で効果的な指導教育を行うための指導者の資質向上	12名
助役	助役2年目研修	助役2年目	非常時における対応と情報連絡体制の確認	11名
	キャリアアップ研修	助役5年目	監督者としての役割と業務処理能力の向上	4名
	ダイヤ実務専門研修	助役	職務上必要なダイヤ作成実務能力の向上	6名
	主任助役研修	主任助役	事故や苦情への対応・再発防止・指導方法の習得	5名
運転士	若年嘱託バス乗務員養成研修	新規採用者	バス乗務員として必要な知識及び技能の習得	27名
	バス乗務員2年目研修	乗務員2年目	採用2年目という早い段階での安全な運行に必要な技能・知識の向上	24名
	フォローアップ研修 (乗務員)	若年嘱託職員から一般職員への採用者	安全運行、事故防止の知識向上	55名
	バス乗務員定期研修	2年目研修終了後5年毎	職務に必要な知識・技能の再評価・再確認と安全意識の向上	15名
	運転実技一日体験研修	乗務員5年目	外部の専門研修施設での個別指導による運転技能の習得	75名
	再雇用・再任用研修	再雇用及び再任用の任命を受けた者	運転適齢診断と個別カウンセリング等による安全運行の維持	7名

〔自動車運送事業〕

	名称	対象者	内容	実績
運転士	指導運転士研修	指導運転士に任命予定の乗務員	安全意識向上を目的とした指導方法の習得	21名
	指導運転士スキルアップ研修	指導運転士5年目	安全意識向上を目的とした指導方法の習得	33名
	受託事業者研修	受託事業者の職員	業務に必要な知識の習得	57名
	運転業務研修	乗務に復帰する乗務員	実車訓練を通じた接客及び安全運転に関する知識・技能の習得	3名
	運転事故惹起者研修	1年以内に有責事故(訓戒相当)を2回発生させた乗務員	実技指導、事故分析の個別指導及び体験乗車	3名
	業務習得(職場内研修)	乗務員	事件事例等を取り入れた事故防止対策の研修	月1回
技術職員	新規採用者研修(技術)	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能の習得	8名
	2年目研修(技術)	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	4名
	フォローアップ研修(技術)	若年嘱託職員から一般職員への採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	4名
	ミドル研修(技術)	採用15年目	熟練職員として期待される役割の再認識、業務改善手法の習得	1名
	自動車車両技術専門研修	自動車車両関係技術職員	バス車両に関する専門技術の習得	32名
	工事技術専門研修	工事監督業務に携わる技術職員	工事監督業務に必要な基礎知識の習得	9名
	KYT研修	自動車部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故・公務災害の未然防止手法の習得	10名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取扱う技術職員	低圧電気の基礎知識・危険性の理解と安全な取扱方法の習得	8名
	電気取扱者特別教育講師養成研修	電気取扱者特別教育の研修講師	研修講師としての専門的知識・技術の習得及び意識の向上	2名
	指導職研修(技術)	指導職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	2名
	助役相当職研修(技術)	助役相当職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	3名

〔高速度鉄道事業〕

	名称	対象者	内容	実績
係長等	安全マネジメント実務者研修	係長級職員及び係員	ヒヤリ・ハット情報等の分析手法の習得及び活用の推進	48名
助役等	2年目研修	助役・運転士・車掌・駅務員各職2年目	業務知識の再確認と実車を使用した非常時対応訓練	139名
助役	助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	25名
	キャリアアップ研修	助役5年目	運転事故防止教育、異常時訓練など、中堅監督者として必要な知識・技能の習得	33名
乗務員	電車車掌養成研修	車掌選考試験合格者	車掌としての業務能力の習得	20名
	電車運転士養成研修	運転業務選考試験合格者	異常時における応急処置、運転業務全般の習得	25名
	スキルアップ研修	電車運転士5年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の取扱い等の習得	15名
	ミドル研修	電車運転士10年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の取扱い等の習得	18名
	指導運転士研修	指導運転士に任命された運転士	指導者として必要な知識の習得	5名
駅務員	若年嘱託駅務員養成研修	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識及び駅務員としての業務能力の習得	42名
	フォローアップ研修（駅務員）	若年嘱託職員から一般職員への採用者	交通局職員としての心構えの再確認及び必要な知識・技能の習得	21名
	指導駅務員研修	指導駅務員に任命された駅務員	指導者として必要な知識の習得	2名
技術職員	新規採用者研修（技術）	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能の習得	29名
	2年目研修（技術）	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	16名
	フォローアップ研修（技術）	若年嘱託職員から一般職員への採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	22名
	スキルアップ研修（技術）	採用5年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	18名
	ミドル研修（技術）	採用15年目	熟練職員として期待される役割の再認識、業務改善手法の習得	7名

〔高速度鉄道事業〕

	名称	対象者	内容	実績
技術職員	指導職研修（技術）	指導職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	12名
	助役相当職研修（技術）	助役相当職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	5名
	工務技術専門研修	軌道関係技術職員	軌道・鉄道構造物に関する技術及び安全に対する知識の習得	52名
	営繕技術専門研修	建築・設備関係技術職員	設備機器の工事及び維持管理に必要な知識の習得	73名
	電車車両技術専門研修	電車車両関係技術職員	電車車両に関する基本的な知識・原理及び機能の再確認、関連法規、施設等に関する知識の習得	41名
	電気技術専門研修	電気関係技術職員	電気設備の工事及び維持管理に必要な知識の習得	57名
	工事技術専門研修	工事監督業務に携わる技術職員	工事監督業務に必要な基礎知識の習得	300名
	認定鉄道事業者制度に関する業務研修	地下鉄部門の技術職員	制度の理解、設計実務、竣工確認について必要な知識・技能の習得及び維持向上	201名
	KYT研修	地下鉄部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故や公務災害の未然防止を図る手法の習得	44名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取扱う技術職員	低圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	32名
	高圧・特別高圧電気取扱者特別教育	高圧・特別高圧電気を取扱う技術職員	高圧・特別高圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	35名
	電気取扱者特別教育講師養成研修	電気取扱者特別教育の研修講師	研修講師としての専門的知識・技術の習得及び意識の向上	21名

安全への取り組みに対するご意見募集

名古屋市交通局の安全への取り組みや安全報告書についてのご意見は
下記にてお伺いしております。

TEL : (052) 972-3948 | FAX : (052) 972-3914

(安全監理担当部 安全監理課 安全対策係)

電子メール goiken@tbcn.city.nagoya.lg.jp

(総務部 広報広聴課 お客さまご意見係)

営業時間 平日 8時45分~17時30分

土曜・日曜・休日・年末年始(12/29~1/3)は休み

名古屋市交通局 市バス・地下鉄 安全報告書

編集発行 名古屋市交通局 安全監理担当部 安全監理課

平成26年7月